

MBP ラジコンクラブ会則

2024年8月1日

会則（クラブ運用ルール）

・組織体系

会長1名 副会長2名 会計1名 会計監査1名 広報1名

役員任期は1年とし毎年1月の総会にて選出され承認される者とする。

・入会金、年会費

入会金3万円 年会費2（暫定）万円を支払う、入会金は入会時のみ、次年度の年会費は毎年12月に支払う、新規会員の場合は月割りで支払う。

臨時会費が発生する場合は役員会が協議し決めた額を支払う。

・運営サイド情報発信方法

クラブHPにて随時更新情報を記載する、クラブ会員は情報漏れが無いように努めてHPを閲覧して情報を得る事。会則の変更などの重要情報もあるので必ず確認する事。

LINEを使いクラブルームにて迅速な緊急連絡体制を構築する為出来るだけLINEを使えるようにする事、基本スマートフォンを所有していることを前提とする。LINE設定登録が出来ないものはクラブ員が協力して使用できるように努める。

・入会について

クラブ運営ルールに基づいて賛同できる者のみ入会を承認する、なお3か月間の試用期間が有り、クラブ運営に著しく影響が出る者は役員会により入会を断ることが出来るものとする、その場合は入会金、年会費は全額返却する。

入会者の基準は基本的にクラブ員による紹介とする。一見入会希望者は役員による面談を行った上で入会の有無を判断する。

・退会について

著しくクラブ運営に支障が出る場合は役員会の採決により退会処分が出来るものとする。

個人的理由で退会する場合は役員に通知の上で退会するものとするも

なお年会費を月割返却は出来ないものとする。

・休会について

諸事情により、休会をするものは1年を限度として休会を認め次年度の年会費は徴収しない、ただし1年以上休会する場合は退会処となり、クラブ活動復帰の時は新規会員と同様、入会金を支払う。

・会計報告

毎年1月に総会を行いそこで会計内容を報告する、そしてその結果を会計監査が承認して会計報告とする。

・損害補償保険の加入について

クラブ会員は必ず空物ラジコン事故で支払い保障される損害補償保険に加入しなくてはならない。(運営上の保険紹介が安易に出来るRCKラジコン保険を強く推奨する)

・ゲストフライトについて

会員の友達が飛ばしに来る時は必ず役員に連絡の上、役員に保険の有無を確認してからフライトさせる事。(その時には連れてきた会員が全責任を負うものとする)

ラジコン安全指導員の配置

フライトを行う場合ラジコン安全指導員に選出された者が居る状況で飛行を出来るだけ行う事。

・ペットの同伴について

ペットによる事故などは飼い主が全責任を負うものとする。

リードは必ず装着し野放しにしない事、また散歩などは滑走路を歩かさない事。(ただし他のクラブ員が居らず安全上問題ない場合はこれに限らない)

他、飼い主としての一般的マナーを必ず守る事。

・事故発生時の対応について

関係機関と当クラブ員に連絡を迅速に行う事

東京航空事務所 官執時間内 03-5757-3022 官執時間外 03-5756-1531

国土交通省 (本省運航安全課) 03-5253-8111(内線 50157、50158)

クラブ代表 新井 潔 090-5824-6615

報告義務例

- ・クラブ飛行エリアより逸脱し、回収出来なかった場合
- ・機体がクラブ外の無人航空機と接触の場合
- ・実機の航空機とニアミス、接触の場合
- ・第三者への人身傷害、車両当の財産への損傷場合
- ・クラブ内での人身事故で重傷、死傷災害が発生した場合
- ・空中で炎上墜落した場合